

Path1. 事業革新の実現

地球温暖化問題などの社会が抱える「環境(エコ)」の問題を
信託銀行(トラスト)の機能で解決(ソリューション)する——>

地球温暖化問題の深刻化など、社会が抱えるさまざまな問題に対して「金融」というソリューションで応える——
これは、住友信託銀行のCSRの最も重要な活動です。
当社は、社会の持続可能な発展と当社自身の企業価値の向上の双方に資する金融ビジネスを次々と生み出し、事業革新を実現していきます。

「Path1」における平成19年度の計画と実績、および平成20年度の目標

平成19年度		平成20年度
計画	実績	目標
<ul style="list-style-type: none"> 「エコ・トラステーション」のさらなる推進（不動産の環境価値、省エネ金融、排出権などに関する商品サービスの開発など） 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに生物多様性問題への取り組みを開始。温暖化問題と並ぶ2大テーマとして基本ポリシーを策定 新商品の開発が進展、排出権信託については地域金融機関ルートを中心に販売面での実績も積み上げ SRI（社会的責任投資）では、日本で初めて公的年金から運用を受託 	<ul style="list-style-type: none"> エコ・トラステーションのラインアップの拡大。太陽エネルギーの活用を支援する取り組みの強化 生物多様性問題に対応する金融商品・サービスの検討に着手 公益信託をはじめとした社会的課題の解決に資する商品群の拡充

> **それが、社会の持続可能な発展に貢献すると同時に、自らの企業価値を高める「エコ・トラステーション」です。**



COMMENT 推進担当者コメント

私たちの周りには、温暖化、廃棄物、生物多様性などたくさんの環境問題があり、それらは資源、エネルギー、食糧など他の分野の課題とも密接に関係しています。これらの問題に取り組むには、幅広い長期的な視点が必要です。

当社は、さまざまな専門知識を持つ社員と多様な金融機能を有していることが強みで、社員一同が環境配慮の意識を共有し、各部門が連携することによって新しい商品サービスの開発・販売ができます。また、学識経験者、お取引先、NPOなどの専門家であるパートナーの皆様との協力も不可欠な要素です。

環境問題の本質を見極め、課題を一つひとつ粘り強く解決していくことに商品開発の醍醐味があります。その過程で人の輪が確実に広がっていきます。こだわりを持って本物の商品サービスを開発すれば、広く社会に受け入れられ、環境問題の解決に寄与することができるのではと考えています。

後藤 文昭 企画部 社会活動統括室 主任調査役

> 住友信託銀行の「エコ・トラステーション」

当社は「環境(エコ)問題に信託銀行(トラスト)の機能を活用し、解決(ソリューション)に貢献する」という趣旨から、環境金融事業を「エコ・トラステーション」と名付け、取り組みを強化してきました。環境対応を阻害する要因は何かを分析し、問題解決型の金融商品・サービスを開発し提供しています。

> 1. 地球温暖化問題の解決に寄与する取り組み

(1) 環境配慮型住宅向け金利優遇住宅ローン

当社は平成16年に太陽光発電搭載住宅に対する金利優遇ローンの提供を開始したことを皮切りに、オール電化住宅やガス省エネ住宅にも対象を広げるなど、「環境配慮型住宅ローン」の提供を通じて、早くから一般家庭のCO₂排出量抑制の支援に取り組んできました。

平成17年10月には、東京都の環境金融プロジェクト^{*1}の一環として、大規模マンションに適用される都の「環境性能表示制度^{*2}」の星の数に連動し、借入期間に対応する店頭表示金利より最大1.2%まで優遇する住宅ローンを開発し、取り扱いを開始しました。

さらに、平成18年10月には、神奈川県川崎市が開始した環境性能表示制度「CASBEE^{*3}川崎」の評価結果に優遇レートを連動させる住宅ローンを始めました。

^{*1} 東京都が、平成17年1月に開始したプロジェクトで「企業・個人の環境対策を促進する金融商品開発」と東京都下の金融機関に呼びかけた。

^{*2} 延べ床面積が1万平方メートルを超えるマンションを新築・増築する際に、4つの環境項目に対しそれぞれ星3つで評価結果(最高星12個)を記したラベルの広告表示を義務付けるもの。

^{*3} 建築物総合環境性能評価システム。建築物の環境性能の向上による環境負荷の低減を目的に、国土交通省の主導の下に有識者らが共同で開発。

(2) ソーラー・ファイナンス・プロジェクトの推進

国の温暖化対策の中心的な施策である太陽光発電については導入量を平成32年までに現状の10倍、平成42年には40倍に引き上げることが目標として掲げられるなど、積極的な推進策が検討されています。

当社は、平成16年に大手行としていち早く太陽光発電搭載住宅向け金利優遇ローンを開発・発売して以来、傘下の住信・松下フィナンシャルサービス株式会社において、太陽光パネルや太陽熱利用機器に対する低利ローンを取り扱うなど、ソーラー・ファイナンスの普及に取り組んできました。今後はメガソーラー発電事業や産業分野での太陽エネルギーの利用拡大を促進する金融ソリューションについても積極的に対応します。

なお、このように飛躍的な拡大が見込まれる太陽エネルギーの分野に金融面で貢献するため、平成20年7月、全社横断的な「ソーラー・ファイナンス・プロジェクト」チームを設置しました。今後プロジェクトチームは、部門間で連携を図りながら関連する金融商品の開発・販売を進めていきます。

(3) 環境配慮型プロジェクトファイナンス・証券化

当社は、バイオマスエタノール生産事業や風力発電事業など、再生可能エネルギーに関する案件を中心に、プロジェクトファイナンスに力を入れています。平成20年3月末現在の環境関連のプロジェクトファイナンスの取り組み件数は15件、残高は約245億円です。また、平成19年度には、三菱商事株式会社および風力発電事業を展開する株式会社グリーンパワーインベストメントを主要パートナーに欧州で風力発電事業開発ファンドを組成するなど、新たな取り組みも開始しています。

(4) テナントビルの省エネを促進する

金融スキームの開発

平成18年度の日本のエネルギー起源のCO₂排出量は、平成2年度に比べて12%増加しました。このうち業務部門（オフィスなど）の伸び率は39.5%と突出しています。こうした状況を受け、政府はオフィスビル（業務用ビル）からのCO₂排出削減に注力する姿勢を明らかにしています。

しかし、業務用ビルの中でもテナントビルは、オーナーが省エネ投資をしても、省エネメリットの多くがテナントに帰属するので、テナントが省エネに取り組む意識を持っていてもメ

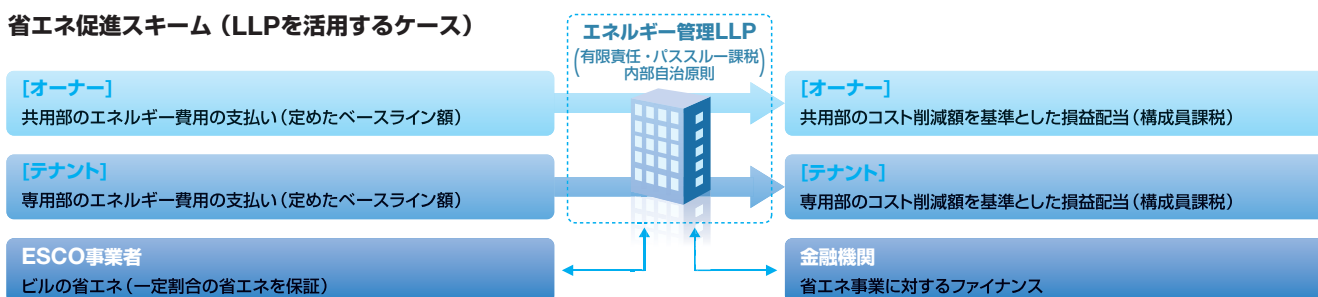
リットの少ないオーナーは投資をしない、といった互いの利益相反が省エネ促進の障害となっています。

そこで当社は、有限責任事業組合（LLP）などを活用し、オーナーとテナントが協力して省エネを推進する金融スキームを研究・開発し、提案しています*。

このスキームがビルオーナーとテナントとの間の利害調整モデルとして機能し、業務部門のCO₂排出削減に貢献するものと確信しています。

*株式会社ビルディング・パフォーマンス・コンサルティング、株式会社S-net、株式会社あらたサステナビリティ、住友信託銀行の4社による共同研究。この研究には、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の補助金が交付された。

省エネ促進スキーム（LLPを活用するケース）



(5) 排出権取引における信託の活用

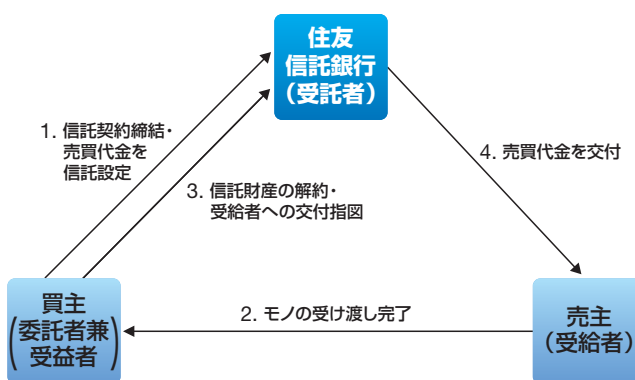
排出権決済資金保管信託

自らの努力で温暖化ガスの排出削減目標を達成することが困難な場合に他の場所での削減量を購入して補填するための手段が排出権取引です。

排出権には、移転申請から完了までに日数がかかり、支払いと受け渡しのどちらを先に履行するかについて交渉が難航しやすいという問題がありますが、それに対し当社は、①買主から購入代金を預かって信託勘定で安全・確実に保管し、②売主から買主への排出権移転の確認後、③買主からの指図を受けて、④購入代金を売主に送金する、という信託の機能を活用したサービスを開始しました。

この商品の提供により、当社は、排出権売買をはじめとする商取引における決済の安全性確保に、広く貢献できると考えています。

当社の排出権決済資金保管信託の仕組み

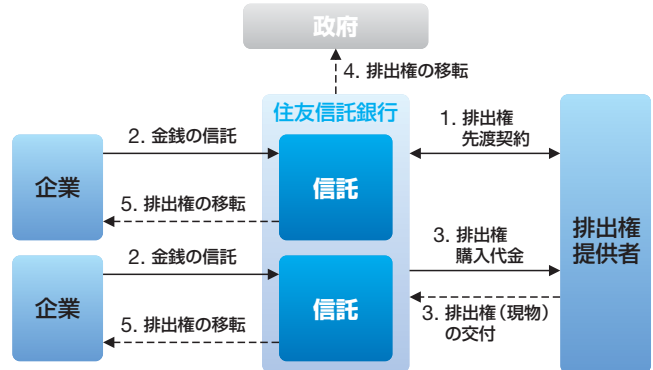


排出権の信託小口化商品

これまでの排出権取引は、一部の大手企業による大口取引が中心でしたが、当社は、排出権を「信託受益権」という権利に転換することで小口化（取引最低単位を1,000トンへと引き下げ）した商品を開発し、平成20年6月に販売開始しました。具体的には、総合商社の丸紅株式会社が中国で関与しているクリーン開発メカニズム*プロジェクトから取得する排出権を信託商品に組成するとともに、排出権の管理事務も請け負います。商品設計にあたっては、小規模水力発電プロジェクトを採用し、また、当社の排出権小口化商品は、信託代理店である北海道銀行、北國銀行、埼玉りそな銀行、西日本シティ銀行を通じて地方企業と成約するなど6件の販売となりました。

* 先進国が発展途上国と共同で事業を実施し、生じた排出削減量を自国の目標達成に活用できるシステム。

当社の排出権信託商品の仕組み*



* 毎年度必要量を政府に移転します。信託終了年度には企業への移転を選択できます。

> 2. サプライチェーンにおけるCSR配慮を促進する取り組み

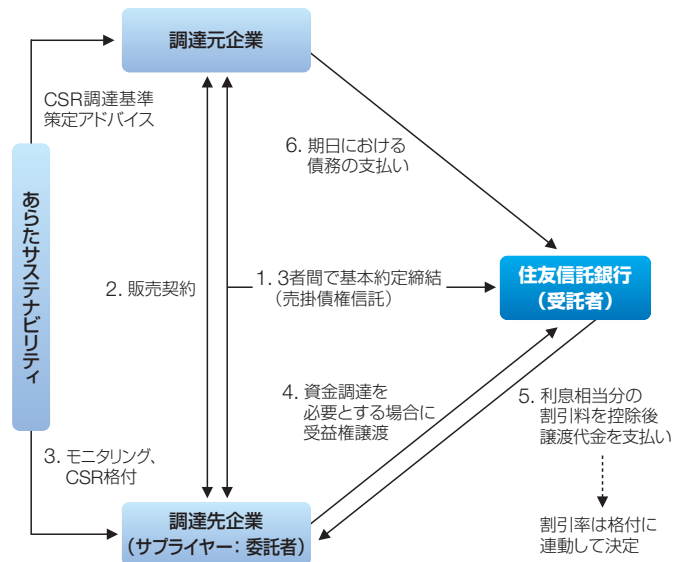
CSR配慮型売掛債権一括信託

自社やグループ会社のCSR体制整備と活動の進展にともない、日本では今、CSR活動の対象をサプライチェーンへと広げる動きが大企業を中心に広がっています。

中でも関心が高まっているのが、環境問題に加えて労働管理など社会的な側面も考慮して資材の調達先（サプライヤー）を選別する「CSR調達」です。当社は、平成18年12月に株式会社あらたサステナビリティとともに「CSR配慮型売掛債権一括信託」を開発しました。このスキームは、①株式会社あらたサステナビリティが、CSR調達基準の策定や遵守度のチェックをし、②当社が、遵守度の高い企業ほど優遇した割引率で売掛債権の信託受益権を買い取るということです。これによってCSR遵守度の高いサプライヤーに金銭的インセンティブを付与し、CSR調達の実効性を高めます。

* 顧客に価値をもたらしている製品、サービス、情報を供給しているビジネスの諸過程。

CSR配慮型売掛債権一括信託の仕組み



> 3. 不動産（建物）の環境配慮を促進する取り組み

(1) 不動産の環境付加価値の研究

不動産の環境配慮の促進には、環境配慮によって生じる付加価値を「環境付加価値」として把握し、実取引の中で活用することが有効と考えられます。

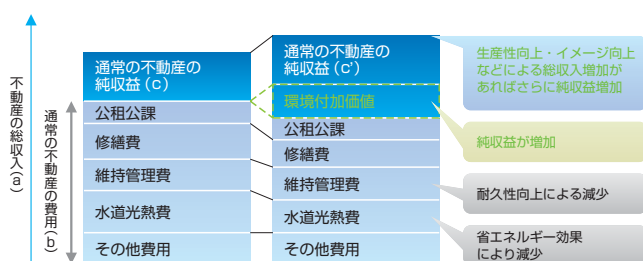
当社は、平成17年から本テーマに関する研究に着手しており、平成19年度は株式会社住信基礎研究所において、各界から有識者を招いた研究会（委員長：東京大学生産技術研究所 野城智也教授）を主催しました。また平成18年から参加しているUNEP FI不動産ワーキンググループ

（51頁参照）では、「責任ある不動産投資；RPI（Responsible Property Investment）」を推進するために海外の機関投資家と活発な情報交換を行いました。

当社はこうした研究の成果を、すでに展開している建築コンサルティング*や環境配慮型住宅ローンにとどまらず、鑑定評価やファンドビジネスなど、さまざまな金融商品・サービスの開発に応用していきたいと考えています。

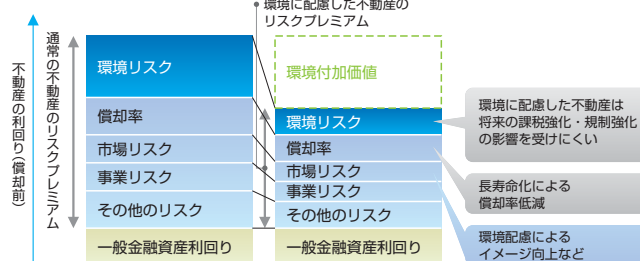
*ビルなどの建築設計段階における省エネルギーや景観配慮、建築長寿命化、リサイクルシステムの採用などをアドバイスする業務。平成18年6月に建築コンサルティング部を新設し、取り組みを強化。

環境付加価値概念図(1)純収益への反映



出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討（東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人）より一部改訂

環境付加価値概念図(2)利回りへの反映

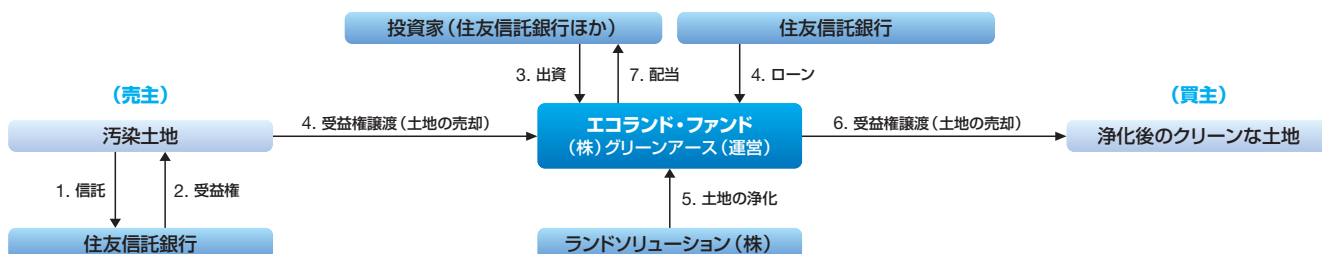


出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討（東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人）より一部改訂

(2) 汚染土地買収・再生ファンドへの支援

土壌汚染が原因で取引ができない宅地や工場跡地は、日本全国で実に10兆円にもものぼるといわれています。このような汚染土地をいったん買い取り、浄化したうえで再販売するのが、株式会社グリーンアースの「エコランド・ファンド」で、

「エコランド・ファンド」のスキーム（第1号案件）



汚染土地の流動化に大きく貢献するものです。

当社は、エコランド・ファンド第1号案件に対して平成18年3月に投資したのをはじめとし、平成20年3月までに計4つの案件に投資したほか、不動産信託の受託や土地の仲介を通じてファンドの円滑な運営を支援しています。

> 4. 生物多様性問題への取り組み

|(1) 「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」

リーダーシップ宣言への署名

平成20年5月に生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)がドイツのボンで開催され、当社は開催国のドイツ政府が提唱した「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」の趣旨に賛同し、世界の33社とともにリーダーシップ宣言に署名しました(日本企業は当社を含む9社が署名)。

|(2) 公益信託「日本経団連自然保護基金」の受託

当社は平成12年4月から、日本経団連自然保護協議会より公益信託「日本経団連自然保護基金」を受託しています。同基金は、企業・個人からの寄付を受けて、国内の自然保護活動や自然環境の持続可能な活用に関するプロジェクトのほか、開発途上国においてNPOなどが行う自然環境の保全のためのプロジェクトに対して助成を行っており、毎年の助成額は1億5千万円程度となっています。なお、当社は同協議会のメンバー企業にもなっており、協議会が派遣したミッションの一員としてもCOP9に参加しました。

|(3) エコプロダクツ2007への出展

環境NPOである財団法人日本生態系協会、社団法人日本ナショナル・トラスト協会と共同で、日本最大の環境関連イベント「エコプロダクツ2007」に出展しました。「金融機関と環境NPOのコラボレーション～金融と生物多様性保全との可能性～」をテーマに、環境付加価値の視点を盛り込んだ不動産鑑定評価の可能性や建築物の環境配慮を促進する金融商品など、生態系への配慮と不動産価値を結びつけたパネルや動画を展示し、専門家や企業関係者から注目を集めました。

|(4) 今後の活動方針

生物多様性条約10回締約国会議(COP10)は、2010年に名古屋で開催されます。また、同年は「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という「2010年目標」の目標年であり、COP9において世界のリーダー企業となることを宣言した当社には、相応の貢献と活動の成果が求められます。

財団法人日本生態系協会との協働

専門性の高い生物多様性の分野において、NPOとの提携は不可欠です。エコプロダクツ展の出展などで協働してきた日本生態系協会とは、今後相互に補完し合いながらさまざまな連携を行っていく方針です。

環境配慮不動産の評価

当社は環境に配慮した不動産の評価(15頁参照)において、緑地部分の質を生物多様性の観点から評価する手法の研究に着手しました。具体的には、日本生態系協会の開発した「生態系の質・量・継続性に着目し、自然環境の保全や再生に関する取り組みを定量的に評価する日本版HEP(ハビタット評価手続き)」の活用を検討します。

生物多様性SRI

社会の生物多様性に対する取り組みを促進させることを目的として、生物多様性に配慮した企業の株式に投資するSRI(社会的責任投資)の開発に取り組んでいます。

当社は金融機関として、今後とも自らが生物多様性に配慮するとともに、金融商品の中で生物多様性に関する評価基準づくりに貢献していきたいと考えています。

> SRI（社会的責任投資）への取り組み

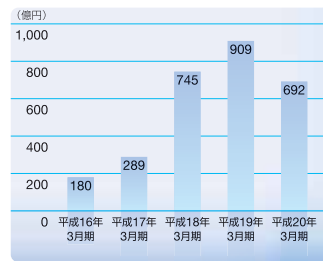
平成18年4月の責任投資原則の公表以来、「ESG」——環境（E:Environment）・社会（S:Social）・企業統治（G:Governance）で企業を評価する運用手法が大きくクローズアップされています。こうした中、ESGの評価を運用のコンセプトとしてきたSRI（Socially Responsible Investment:社会的責任投資）があらためて注目を集めています。

日本で初めて公的年金からSRIの運用を受託

当社のSRIファンドは、平成15年の企業年金基金からの初受託（7月）以来、個人向け公募投信「グッドカンパニー」（同年12月）、確定拠出型年金向けファンド（平成16年2月）、機関投資家向け私募投信（平成18年6月）を発売するなど、着実にそのラインアップを拡大してきました。

平成20年3月末の受託額は、①株式市場の下落を受けた時価総額の減少、②市場の先行きを懸念した個人投資家の株式離れなどを受けて、「グッドカンパニー」を中心に減少し、前年同期比218億円減の692億円となりました。しかしながら年金向けは、企業年金基金からの受託額が265億円と同5億円減にとどまったほか、確定拠出型年金でのSRIファンド採用は同14社・4億円増の78社・18億円と、引き続き堅調です。また、平成20年度に入って日本で初めて公的年金から運用を受託しました。

SRIファンドの受託残高推移



独自のスクリーニングで高い運用実績を実現

当社のSRIファンドは、ESGに加え、CSRの企業への浸透度や財務リターンへの向上への貢献度などに着目して企業を評価し、安定かつ高い投資実績を追求するアクティブ運用ファンドです。投資銘柄は、株式会社日本総合研究所の調査結果を踏まえて当社のSRIアナリストとファンドマネー

ジャーが選定します。

パフォーマンス（運用実績）は良好です。最もトラックレコード*の長い年金向けのファンドの場合、平成15年7月末のファンド設定来の運用実績は、代表的な日本株のベンチマークである東証株価指数を16%強（年率2.6%）上回っています。

こうした高い運用実績やリスク・コントロール能力、質・量ともに優れた調査体制を評価され、「グッドカンパニー」は投信評価会社モーニングスター社から「ファンド・オブ・ザ・イヤー」の国内ハイブリッド型部門優秀ファンド賞に平成17年、平成18年の2年連続で選ばれました。また、格付会社の格付投資情報センター社が選定する「R&Iファンド大賞2008」において、投資信託/国内SRIファンド部門 最優秀ファンド賞と確定拠出年金/国内株式部門 優秀ファンド賞を受賞しました。

* 投資信託や投資ファンドなど金融投資商品の運用実績の履歴のこと。

《投資信託は、ご購入時等に各種手数料がかかります。》

- 申込手数料: 申込金額に応じ、約定日の基準価額に最大3.15%（税抜3.00%）の率を乗じて得た額
- 換金（解約）手数料: ありません
- 信託財産留保金: 購入時の約定日の基準価額に最大0.1%の率を乗じて得た額、換金時の約定日の基準価額に最大0.5%の率を乗じて得た額
- 信託報酬: 保有期間中、純資産総額に最大年2.1%（税抜年2.0%）の率を乗じて得た額
- その他の費用: 証券取引にともなう売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用（各々必要な場合は消費税等を含みます）等を実費として、投資信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

※ 詳しくは各商品の投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

《住友信託銀行で取り扱う投資信託におけるリスクについて》

投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託等を投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むおそれがあります。

《その他重要なお知らせ》

- 投資信託はリスクを含む商品であり、組み入れられている有価証券の値動きの他、外貨建て資産へ投資する場合は為替変動の影響を受け、運用実績は市場環境等により変動しますので元本保証はありません。●取得のお申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）をお渡いたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。●元本割れのリスクは、ご購入されたお客さまの負担となります。●投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。●当社で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●当社がお申込みの窓口となり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。●当資料は住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

《販売会社に関する情報》

- 商号等: 住友信託銀行株式会社登録金融機関近畿財務局長（登金）第5号
- 加入協会: 日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会

> 社会的課題の解決に資する金融商品・サービス

財産の管理・運用を行う信託業務や資金仲介機能の担い手としての銀行業務は、それ自体がすでに社会貢献的事業と言えます。当社は、こうした責務を誠実に果たしていくことはもちろん、社会に生じるさまざまなニーズや課題の解決に対してどのように貢献できるかを常に自らに問いかけ、新たな金融サービス——特に、信託の機能を活用したサービスを開発・提供することによって、「事業を通じた社会貢献」を実践しています。

公益信託

公益信託とは、個人や法人（委託者）が財産を一定の公益目的のため信託銀行などに信託し、受託者である信託銀行などがその財産を管理・運用し、その目的の実現を図るものです。当社では、昭和52年5月に第1号を受託して以来、平成20年3月末までに延べ140件を受託しています。

公益信託受託状況

分類	件数	
	未終了分	終了済含
奨学金支給	28	35
自然科学研究助成	18	26
人文科学研究助成	3	4
教育振興	19	23
社会福祉	5	6
芸術・文化振興	9	9
動植物の保護繁殖	1	1
自然環境の保全	3	3
都市環境の整備・保全	14	14
国際協力・国際交流促進	9	15
その他	3	4
総計	112	140

（平成20年3月末現在）

平成19年度には、国内で同年度中に設定された公益信託（7基金）の4割にあたる、3つの基金を受託しました。

一つ目は、第106回日本外科学会定期学術集会実行委員会が設定した「第106回日本外科学会定期学術集会記念・外科手術研究助成基金」です。「『独創的なアイデア』とこれを『科学的客観性のあるエビデンスまで高めていくたゆまぬ努力』の両者が外科学の進歩のために重要である」と

の信念のもと、大学、研究機関または病院における研究活動や、研究者の内外交流・情報交換を促進・支援しています。

2つ目は、委託者が郷土・大分県の高校生への奨学育英資金として1億1千万円を拠出し設定した「伊藤卓二記念大分奨学育英基金」です。初年度の奨学生20名の募集に対して144名もの応募をいただくとともに、大分県知事からの表彰や地元大分合同新聞社賞を受賞するなど、大きな話題となりました。

3つ目は、伊予銀行が創業130周年を記念し当初信託金として1億円を拠出して設定した伊予銀行環境基金「エバークリーン」です。当基金は、同行の発展を支えてきた地域社会のために、愛媛県の美しい自然を次代に引き継ぎ、豊かで快適な環境を創造する活動を支援しています。なお、基金の名称「エバークリーン」は、伊予銀行のシンボルマーク「エバークリーンマーク」にちなんでつけられました。

平成19年度における、当社が受託している公益信託の奨学金や助成金の支給実績は、合計1,287件10億円にのぼりました。私たちは、本業務を通じて、学生の未来を開くお手伝いや、医学の振興、自然環境の保全などのお役に立てることに誇りを感じています。



伊藤卓二記念大分奨学育英基金の引受許可書授与式

民間有料老人ホームのデータベースの提供と活用

当社は、株式会社福祉開発研究所と提携し、個人のお客様へのサービスの一環として、同社が構築したシニア・ハウジング・データベースによる情報提供を一部の店舗で開始しました。本データベースは、全国約1,400の有料老人ホームの公開情報を、立地や設備内容、職員の配置状況、価格の妥当性、事業者の財務体質などから総合的に分析し、5段階で評価する本格的なものです。公開情報で優良と判断された施設については、調査員が直接訪問し、施設見学や施設長などへのヒアリングを踏まえ格付内容を精査しています。また、これらのデータベースを活用することで、事業者に対しても、用地の取得やM&A(企業買収・合併)の判断材料となる質の高い情報の提供が可能になりました。

高齢社会の到来により、民間有料老人ホームの果たす社会的意義は非常に大きくなっており、当社は、信託銀行らしい社会貢献型事業の一つとして、この取り組みに力を入れていきたいと考えています。

加入者保護信託

有価証券のペーパーレス化は、紛失・盗難・偽造などのリスク軽減や運搬・保管に係るコストの削減を通じて、証券取引の利便性を引き上げる一方で、振替機関*1や口座管理機関*2の誤記録などがあれば、投資家(「加入者」)が損害を受ける危険性があります。こうした損害が生じ、かつ口座管理機関が損害賠償義務を果たせず破綻した場合に、1,000万円を限度に加入者が被る損害を補償するためのセーフティネットが、「加入者保護信託」です。

当社は、公益信託の受託実績や資産運用能力などが認められ、平成15年の制度設立以来単独で加入者保護信託を受託しています。

*1 日本銀行、株式会社証券保管振替機構。加入者保護信託の委託者。

*2 証券会社などの金融機関。

ベルマーク事業への支援

当社は、「ベルマーク運動」(商品に付いたベルマークをPTAや学校が集めて送ると、点数に応じて教育設備購入の助成が受けられる)において、協賛会社からPTAへの入金や協力会社から財団への援助金送金などの業務を取り扱っています。全国28,800件(平成20年3月末現在)にのぼるPTAの口座管理事務量は膨大ですが、当社は「すべての子どもに等しく、豊かな環境の中で教育を受けさせたい」というこの活動の趣旨に強く賛同しており、昭和58年以来25年間、単独でこの業務を引き受けています。また、この他に被災地などへの援助資金の送金事務(友愛援助)も行っています。

特定贈与信託(おもいやり特定贈与信託型)

当社では平成18年3月から贈与・遺贈型の信託商品ラインアップを「おもいやり」シリーズと改称し、特定贈与信託*の仕組みを活用する「おもいやり特定贈与信託型」などを、障がい者への生前贈与によって経済的支援を実現する商品として積極的に受託しています。

平成19年度は、新規で15件(約5億円)を受託しました(平成20年3月末現在の契約数は199件)。

*特定贈与信託:重度の障がいをお持ちの方のためにご家族などが金銭を信託し、信託銀行が定期的に金銭を交付するもの。6,000万円まで贈与税非課税。

《特定贈与信託には以下の手数料等がかかります。》

> 受託者(住友信託銀行)は、収益計算期において、元本に対し年1000分の15(国債等に運用している場合は運用額に相当する元本に対しては年1000分の8)を乗じた額を信託財産の中から信託報酬として、またそれに伴う消費税及び地方消費税相当額をいただくことを原則としています。ただし、当社を受託者とする指定金銭信託受益権(合同運用一般口)又は当社の預金に運用するときは、信託報酬はいただきません。信託報酬・費用・公租公課は信託財産から支弁するものとします。

《特定贈与信託におけるリスクについて》

> この特定贈与信託の信託財産を国債・地方債・社債および特別の法律により法人の発行する債券に運用いたしましたときは、これら国債等の債券の価格は金利の変動等により上下しますので、信託財産の一部を金銭により受益者に交付するため国債等を途中で売却する場合には、元本欠損が生じるおそれがあります。また、これら国債等の債券の発行者の信用状況の悪化により元本欠損が生じるおそれがあります。

> 指定金銭信託受益権(合同運用一般口)に運用しているときはその受託者が破綻したときは元本欠損が生じるおそれがあります。同様に、預金又は貯金に運用しているときは、当該預金又は貯金の預入銀行等が破綻したときは元本欠損が生じるおそれがあります。

《その他重要なお知らせ》

●特定贈与信託は実績配当商品であり、投資した資産価値の減少等のリスクはお客様の負担となります。●特定贈与信託に係る信託契約は、信託契約に定める事由がない限り、取消も解除もできません。

《当社の概要》

○商号: 住友信託銀行株式会社

○住所: 〒540-8639 大阪市中央区北浜四丁目5番33号